

## 単 身 資 格 要 件

1.	年齢が60歳以上の方	年齢については、満年齢です。
2.	身体障がい者	身体障がい者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が1級から4級までの方
3.	精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方又は同程度の障がいを有すると認められる方
4.	知的障がい者	療育手帳の交付を受けている方又は同程度の障がいを有すると大阪府障がい者自立相談支援センターの長により判定された方
5.	戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が特別項症から第6項症までと第1款症である方
6.	原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
7.	生活保護受給者	生活保護又は、中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方
8.	海外からの引揚者	海外からの引揚者であることの証明書（厚生労働省社会・援護局長の発行する永住帰国者証明書）の交付を受けている方で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
9.	ハンセン病療養所入所者等	平成8年3月31日までの間に、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方
10.	DV被害者	<p>配偶者から暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者及び同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当する方</p> <p>① 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護、同法第5条の婦人保護施設における保護又は児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護（同法第28条の2において準用する場合も含む。）が終了した日から起算して5年を経過していない方。 （注意：一時保護及び婦人保護施設における保護については、大阪府女性相談センターが発行する証明書が、母子生活支援施設における保護については、市町村の担当部署が発行する証明書が必要です。）</p> <p>② 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方 （注意：裁判所が命令した保護命令決定書の写しが必要です。）</p> <p>③ 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、市町村における配偶者暴力相談支援担当部署、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業受託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等の交付を受けている団体）で、母子世帯等に準じる状況にある世帯として証明を受けられる方</p>
11.	犯罪被害者	<p>(1)～(3)のすべてに該当する方</p> <p>(1) 門真市内における殺人、放火、強制性交等の実行行為の犯罪被害者で被害が発生した日から5年以内の方</p> <p>(2) (1)の犯罪により従前の住宅に居住することが困難になった方</p> <p>(3) (1)の犯罪被害状況について確認できる方</p> <p>(注意) 上記(1)には、危険運転致死を含む</p>